

(10) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

8 件 不当と認める国庫補助金 331,211,605 円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)<sup>(注1)</sup>とともに保険者となつて行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)<sup>(注2)</sup>と、国民健康保険組合が保険者となつて行うものがある。

(注1) 一部の市町村については、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

(注2) 平成29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)<sup>(注3)</sup>とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となつている。そして、退職被保険者等となつたときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

(注3) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間ににおいて適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、都道府県等が行う国民健康保険財政の安定化(平成29年度以前は、市町村が行う国民健康保険事業の運営の安定化)を図るために、同法に基づき、都道府県(29年度以前は市町村)に対して療養給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなつており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している(29年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。)

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注4)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}^{(注5)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注6)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、以下の①及び②の場合は、次のとおり負担金の交付額を算定することとなっている。

- ① 都道府県又は市町村が、国の補助金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合 負担軽減措置の対象者の延べ人数の一般被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、負担軽減の度合いに応じた減額調整<sup>(注7)</sup>を行う。
- ② 退職被保険者等となったときの市町村への届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合 退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていて、負担金の交付の対象となっていないことから、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降の遡及期間中に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除するなどする。

(注4) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注5) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注6) 国の負担割合 平成16年度以前は40/100、17年度は36/100、18年度から23年度までの間は34/100、24年度以降は32/100

(注7) 減額調整 負担軽減措置により一般被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

負担金の交付手続について、①交付を受けようとする都道府県(29年度以前は市町村)は、厚生労働省(29年度以前は都道府県)に交付申請書を提出し、②これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、③これに基づき、厚生労働省において交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、④都道府県(29年度以前は市町村)は、当該年度の終了後に厚生労働省(29年度以前は都道府県)に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を審査した上で、⑥これに基づき、厚生労働省において交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、30年度から令和3年度までの間に交付された負担金について、19都府県<sup>(注8)</sup>において会計実地検査を行うとともに、4府県から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。また、平成29年度に交付された負担金について、16都府県の102市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県の1市から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、7府県及び1県の1市において、負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行っていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、負担金交付額計351,939,330,328円のうち計331,211,605円が過大

に交付されていて、不当と認められる。

(注8) 19 都府県 平成 29 年度に交付された負担金について会計実地検査を行った 102 市区町村及び 1 広域連合が所在する 16 都府県並びに 30 年度から令和 3 年度までの間に交付された負担金について事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した 4 府県のうちの 2 府県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 30 年度から令和 2 年度までの間の負担金の交付額の算定に当たり、7 府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ 平成 29 年度の負担金の交付額の算定に当たり、鳥取県米子市において確認が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大分県は、平成 30、令和元両年度の負担金の実績報告に当たり、市町村から負担金の交付額の算定に必要な情報についての報告を受け、これに基づき負担金の交付額を算定していた。しかし、同県大分市から報告された情報において、同市は、一般被保険者に係る医療給付費を集計するに当たり、負担軽減措置の対象者に係る医療給付費の一部について減額調整を行わないまま計上するなどしており、一般被保険者に係る医療給付費を平成 30 年度 284,028,204 円、令和元年度 273,465,502 円それぞれ過大に算定していた。このほか、同県内の 15 市町村から報告された情報にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどの誤りがあった。

その結果、同県において一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定するなどしていたため、負担金計 193,156,336 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(99) 厚生労働 本省	青 森 県	30	51,248,133	16,399,729	4,353	4,562	遡及退職被保険 (注9) 者等に係る遡及 期間中の医療給 付費を控除して いなかったもの など
(100) 同	山 形 県	2	33,058,569	10,578,168	84,925	26,436	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたものなど
(101) 同	大 阪 府	30	348,427,748	111,496,882	80,692	25,825	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたもの
(102) 同	広 島 県	平成 30、 令和元	186,041,312	59,532,715	221,590	70,909	同
(103) 同	福 岡 県	30	207,901,351	66,536,998	(注10) △ 1,599	2,418	計算を誤って負 担金を過大に算 定していたもの
(104) 同	熊 本 県	平成 30、 令和元	172,522,372	55,191,226	61,445	5,589	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたものなど

	部 局 等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対 象費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第6 厚生労働省	(105)	厚生労働 本省	大 分 県	平成 30、 令和元	95,741,595	30,637,017	603,495	193,156	負担軽減措置の 対象者に係る医 療給付費の一部 について減額調 整を行っていない など
	(106)	鳥 取 県	米 子 市	29	4,895,781	1,566,591	7,228	2,313	集計を誤って一 般被保険者に係 る医療給付費を 過大に算定して いたもの
	(99)-(106)の計				1,099,836,865	351,939,330	1,063,731	331,211	
									(注9) 遡及して退職被保険者等の資格を取得した者
									(注10) 福岡県は、国庫負担対象費用額を誤って過小に算出するとともに、負担金の算定において計算を誤って負担金を過大に算定していた。このため、同県の「不当と認める国庫負担対象費用額」はマイナス表示の額となることから、当該金額については集計の対象としていない。